

貯金口座開設におけるお願い

最近、世間では貯金口座を悪用した、いわゆる振り込め詐欺等の犯罪が数多く発生し、大きな社会問題となっております。

神奈川県警察ホームページにも記載されておりますが、口座・携帯電話の不正入手・売買は犯罪となります。



通帳、キャッシュカードを売買することは法律で禁止されています。
また、譲渡を目的として口座を開設することも禁止されています。
違反した場合、詐欺等で罰せられます。

当JAでは、貯金口座を利用した金融犯罪を未然に防止するため、口座を開設されるお客さまには、下記事項についてお願いをしております。

お客さまにはご不便、ご面倒をおかけしますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ◆ 口座のご利用目的をお伺いしています。
- ◆ 口座開設は最寄りの支店にてお手続きください。
- ◆ ご本人さま確認書類は、顔写真付のものをご用意ください。
- ◆ 口座開設にかかる申込書類はすべてご記入ください。
- ◆ 複数口座の開設はご遠慮ください。
- ◆ ご自身以外が利用するための口座の開設ならびに口座の譲渡は禁止されています。

各事項の詳細については
次ページをご確認ください。

◆ 口座のご利用目的をお伺いしています。

口座開設時に、開設する口座のご利用目的をお伺いさせていただきます。

場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

また、お伺いしたご利用目的にかかる書類等のご提示を依頼することがございますので、ご協力をお願いいたします。

◆ 口座開設は最寄りの支店にてお手続きください。

口座開設のお手続きは、ご自宅やお勤め先のお近くの支店にてお願いいたします。

当JA管轄外のご住所である場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。

場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

また、法人口座の開設のお手続きは、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの支店にてお願いいたします。

場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

◆ ご本人さま確認書類は、顔写真付のものをご用意ください。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の定めにより、ご本人さまであることを確認させていただきます。

ご本人さまであることを確認できる運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード）などの写真付の書類の原本をご用意ください。写真付の書類をお持ちでない場合には、各種健康保険証・各種年金手帳・住民票の写し・住民票の記載事項証明書等のうち2つの原本をご用意ください。（携帯電話の領収証書はご利用いただけません。）

場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

◆ 口座開設にかかる申込書類はすべてご記入ください。

口座開設にかかる申込書類はすべての事項についてご記入ください。

お勤め先またはご職業についても併せてご記入をお願いいたします。

◆ 複数口座の開設はご遠慮ください。

すでに当JAで口座をお持ちの場合は、そちらの口座をご利用ください。複数口座のご利用を希望される場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。

場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

◆ ご自身以外が利用するための口座の開設ならびに口座の譲渡は禁止されています。

貯金規定により、口座を第三者に利用させることや口座の譲渡は禁止されているため、それらを目的とした口座の開設はお断りさせていただきます。また、口座開設後に貯金規定に違反する場合には、口座のご利用を停止させていただいたり、解約させていただくこともございます。